

## 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）及び（カモシカ編）の改訂案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1. 意見募集方法の概要

#### （1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

#### （2）意見提出期間

平成21年11月20日（金）～平成21年12月21日（月）

#### （3）見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

#### （4）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

### 2. 意見募集の結果

（1）ニホンザル編4255件

（2）カモシカ編2件

### 3. 意見要旨と回答について

別紙のとおり

## 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの改訂案に対する意見（ニホンザル編）

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
1	なし	「改訂にあたって」	この技術マニュアルには「マニュアル」という表題がつけられているが、むしろ「指針（ガイドライン）」であり、あくまで基本的な考え方や計画の組み立て方を示したものである。表題を指針に変更するべきである。		ご指摘のとおり、この当該マニュアルは、特定鳥獣保護管理計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料であり、表題の変更については、今後検討します。
2	なし	「改訂にあたって」	「部分的な被害軽減の成果はあっても、広範囲で恒常的に被害が発生するという構造の転換が進んでいるところは、ほとんどない。」と書かれているが、「被害軽減」が達成された場所では、個体数管理よりも、さまざまな工夫創意により成果が得られたはずである。このような成果の分析、評価をより積極的に進めるべきである。また、多数の場所で成果が上がっていないことと、大多数の農業地域で営農意欲が減少し、農林業の衰退が起きていることは関連し、後者の問題は鳥獣被害の問題ではなく農業政策の問題である。		ニホンザルの農作物被害は多様な要因が関連して発生していることは認識しています。今後とも関係省庁と連携して保護管理に取組みます。
3	P 1		「もちろん環境の改変も減少の要因だと考えられるが、拡大造林により針葉樹人工林率が急速に高まった1950年代から1980年代にかけては分布域が拡大に転じていることから、やはり捕獲がもっとも大きな減少要因であったものと推定される。」		拡大造林により、生息域が減少し、里山へ押し出された研究例は無いことから、原文のとおりとします。
4	P 1	I 基本事項 1 ニホンザルをめぐる動向	拡大造林事業が推進された1950年代以降分布域が拡大したとあるが、1950年以前における、山林での分布域、個体数の把握は十全なものとはいえないのではないかと。p4にも、1950年代以降個体数の大幅な増加がみられたなどの記述があるが、これも1950年以前のデータが十分だといえる場合に初めて主張できることである。分布域は拡大よりも、移動の要素が強かった時期もあるのではないかと。p4に、このような主張を「短絡的」とであると切り捨てているが、これも独断的ではないかと。ある時期から里山、里地での拡大があったことはその通りと思うが、これも農村過疎化による影響が強い。	1	ニホンザルの農作物被害は多様な要因が関連して発生していることは認識しています。なお、誤解を招く表現を適正化するため、以下の部分を削除します。「しかし、森林環境が総体として悪化したと考えられている状況の下でもニホンザル個体群は大幅に増加していることに注意する必要があります。」さらに、以下のとおり修正します。「このことは、「人工林の拡大によって生息地を追われたサルが里地へ押し出され、被害の増加をもたらした」といったしばしば言われる指摘が、必ずしも妥当とは言えないことを示している。」
5	P 4		「しかし、森林環境が総体として悪化したと考えられている状況の下でも、ニホンザル個体群は大幅に増加していることに注意する必要があります。」		誤解を招く表現を適正化するため、「しかし、森林環境が総体として悪化したと考えられている状況の下でもニホンザル個体群は大幅に増加していることに注意する必要があります。」の部分を削除します。
6	P 4	I 基本事項 1 ニホンザルをめぐる動向	「どのように捕獲を実施すれば有効な被害対策につながるか」とあるが、被害対策としてもっとばら捕獲のみをとりあげているのは不適切である。		当該箇所は個体数管理について記載したもので、これまでの、侵入防止柵の設置と無秩序な捕獲のみの対策を是正し、適切な捕獲が必要であることを記載したものです。
7	P 4	I 基本事項 1 ニホンザルをめぐる動向	分布域の拡大と群れの進出を森林環境の悪化とすることを、「短絡的」と断じているが、は性的な原因はともかく、おおもとの原因がそこにあることを認めるべきであろう。		「人工林の拡大によって生息地を追われたサルが里地へ押し出され、被害の増加をもたらした」といったしばしば言われる指摘が、必ずしも妥当とは言えないことを示している。と修正します。
8	P 6		「全体として、本格的な個体群コントロールが必要な状況に直面しながらも、捕獲に関する目標と捕獲の位置づけが明確になされていないことが多い」	1	誤解を招く表現を適正化するため以下の部分を、削除します。「全体として、本格的な個体群コントロールが必要な状況に直面しながらも、捕獲に関する目標と捕獲の位置づけが明確になされていないことが多い」
9	P 6	I 基本事項 2 ニホンザルの保護管理の現状	24～28行に、「一部地域では、山地でのサルの生息環境を広げるため、公用樹林の育成や針葉樹から広葉樹への樹種転換が行われているが、規模は極めて小さい。林種転換は木材生産を含めた森林施策の基本に関わる問題であり、・・・関係部局との連携が特に重要となる」と述べてあるが、この箇所を最重要箇所と位置付けてもっと突っ込みが要求をし、規模拡大のための連携の方策なども具体化してほしい。		今後とも関係省庁等と連携し、適切な鳥獣保護管理を進めていきます。
10	P 7		「目標の具体性の欠如」の項目「群れの分布域を当面現状のままにするのかそれとも縮小させるのか、群れ数とその配置、個体数をどうするか、群れの出現する集落数やその集落への出現頻度をどの程度減らすのか」		被害対策として特定計画を作成している場合は、群れの分布域内に農耕地が多く含まれていれば、被害が多発したり、規模が大きくなるなど、分布域や個体数と被害は密接に関係するため、原文のとおりとします。

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
11	P 7	「目標の具体性の欠如」の項	目標としてもつばら個体数管理（捕獲など）のみがあげられているが、これは極めて不適切である。被害額、被害内容の軽減などについての具体的な目標が第一にあげられるべきである。		群れの分布域や集落への出現頻度も記載しており、これらを減らすためには、個体数管理のみならず、侵入防止柵の設置位置や構造も必要になります。よって総合的な対策が必要であることを記載したものであるため、原文とおりとします。
12	P 7	I 基本的事項 2 ニホンザルの保護管理の現状	「特定計画の策定と実行という点からみると、個体群管理、群れ数や個体数のコントロールの問題が明確に位置づけられていないことが、今後検討されるべき最も大きな課題の一つと考えられる」とされているが、この明確なイメージ化（すなわち、どんな場合に殺す、などの具体的な指針を持つことを意味すると思われる）を最重要課題にするのは間違っている。		特定計画の主たる取組である個体数管理、生息環境管理、被害防除のうち、特に個体数管理に関することについて記載したものです。
13	P 7～8	I 基本的事項 2 ニホンザルの保護管理の現状	モニタリングが不十分であることがあげられ、その通りだと思うが、不十分のままに推移していることについて、より内容的な検討を加えるべきである。		当該箇所は、モニタリングの必要性について記載したものです。
14	P 8	「コントロールという課題に取り組むことなしに適切な特定計画の策定と実施は困難であり、多くの場合、柵や追い払いのみでザルの被害問題を解決することは現実的に困難であり、このような防除と共に群れ数や個体数の調整を含む個体群管理なしに展望は開けない。」	このような意見は、特定のイデオロギーのもとに書かれており、国の指針としてふさわしくない。 この一文を削除すべきである。		各都府県などからの被害実態の報告をもとに考えると、個体群管理を特定計画作成の大きな柱ととらえないかぎりには、適切な保護管理が実施できないと考えられるため、原文とおりとします。
15	P 9	3 ニホンザル保護管理計画の前提	「農業生産とニホンザル個体群とは、同所的・同時的に共存することは基本的に不可能である」との記述があるが、このままでは誤解を生む。サステナブルな農業は、里山や奥山の生物多様性が健全であってこそ成り立つ。農業が土地を人間のために専用する営為である以上、野生生物とのある程度の軋轢は避けられないが、生物多様性の考え方は、本来、人間をも含む多様な生物が同所的・同時的に共存し、相補的に共生することを理想とする。		「同所的・同時的に共存することは基本的に不可能である」ことを記載したものであって、ある程度の広がりのある地域においては、ニホンザルの生存を否定しているものではないため、原文のとおりとします。
16	P 9～11	1) 保護管理の単位としての地域個体群	現行の指針にある、捕獲に際しての安全基準を事実上無視・軽視するべきであると読める記述があり、それに替わるべき基準は示せないとしたまま、判断を各自自治体に任せている。これは、国としての責任放棄であり、農業の衰退を野生生物に責任転嫁し、無秩序に殺している現状の軽減のありかたを特定計画にも移行させようとするものである。また、小規模な個体群のままでも絶滅には至らない可能性があることが強調されているが、これは、生息条件が基本的に大きく変化しないことを前提としている。しかし、現在は気候変動により、エコシステムの重大な劣化が進み、多くの生物種の絶滅が加速的に進んでいる。ニホンザルをも含むエコシステムの保全は温暖化対策としても重要であり、本マニュアルは温暖化対策推進・生物多様性保全の流れに逆行するものである。		地域により個体群の状況は異なるため、国が全国的な見地から定量的な数値を提示することは適当ではなく、地域の状況を踏まえた目標の設定が重要であると考えています。また、野生生物と人間の関係において様々な問題が存在しており、広い範囲での保護管理に係る情報を今後も収集していきます。
17	P 10	「このような状況を踏まえると、一律15kmという基準ではなく、地域毎にそれぞれの状況を勘案して、管理単位を階層的に設定することが現実的であろう。」	「このような状況を踏まえ、15kmという基準は、地域個体群の絶滅を防ぐための安全係数とみなし、地域毎にそれぞれの状況を勘案して、管理単位を階層的に設定することが現実的であろう。」と修正する。		15kmという値は適切な保護管理を実施するための絶対的な基準ではないため、原文とおりとします。
18	P 11	「現行マニュアルの個体群規模に関する基準は、主に集団遺伝学的な幾つかの仮定に基づいた一般論であり、ニホンザルにおける具体的な検討に基づいたものではない」	地域個体群を絶滅させないために、本目安「最低限20群または約1,000頭、250km <sup>2</sup> 以上の連続した分布域の確保」が書かれたものである。事実認識の過ちであるため、この部分を削除すべきである。		同ページに「最低限20群または約1,000頭、250km <sup>2</sup> 以上の連続した分布域の確保」について参考とする1つの数値とすると記載しているため、原文とおりとします。
19	P 11	I 基本的事項 3 ニホンザルの保護管理計画の前提	捕獲自体が個体群の絶滅にはつながらず、無秩序、無制限な捕獲が問題だとしているが、今の地球環境でそう断言し、それに従って行動することは危険だと思う。気候変動が野に生きる生物に過酷な試練となっていることを警告する文言を入れてほしい。 また、1000頭という数値は一応の基準であり、その数値に縛られる必要はないなどこのページ全体が非常にあいまいで予期に計らえという感があるので一考されたい。		同ページに「最低限20群または約1,000頭、250km <sup>2</sup> 以上の連続した分布域の確保」について参考とする1つの数値である旨記載しています。
20	P 11～12	2) ソーニングと広域管理	「ニホンザル保護管理計画の前提（p9）」に対して述べた意見（整理番号22）と同様な問題がある。特に、ニホンザルの生息を許容しない地域を設けることには反対である。ニホンザルが生息していても、農業生産や人間生活に許容不可能な程度の被害をもたらさなければよい。ここにある思想は一種のアバルトハイト思想であり、野生生物との共生という理想を排するものである。		すべての地域において、サル生息を許容できれば望ましいですが、現在の分布状況から考慮すると排除地域を設けることも必要であるため、原文とおりとします。

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
21	P 12	2) ソーニングと広域管理	ソーニング全体に関して、三つの区域に分けていることは評価できるが、このソーニングの考え方の基本には、三つ目の「サル保全区域」がサルの住める環境にあることが、必要不可欠の条件として存在していることを忘れてはならない。そのことをページのどこかに入れる必要がある。		サル保全区域の考え方については、17ページ以降に記載しています。
22	P 13	1) 長期的な目標イメージの設定	中山間地域の農地は本来野生生物の領域であった。この地域において、特に農業の衰退が顕著であることは、食料自給の推進を求める立場からは嘆かわしいことであり、また、同地域に残る高齢化した住民の福祉の確保の問題もある。しかし、場所によっては、この地域からの人間活動の撤退は、野生生物の生息地の復活へ結びつくものとして積極的に評価するべきところもある。		ご指摘の趣旨が明確でないため、原文とおりとします。
23	P 13～	1) 長期的な目標イメージの設定	P13以降にあるソーニングに関する記述について「P11～12、2) ソーニングと広域管理」に対して述べた意見（整理番号26）と同様。		すべての地域において、サル生息を許容できれば望ましいですが、現在の分布状況から考慮すると排除地域を設けることも必要であるため、原文とおりとします。
24	P 14	「各々の地域の状況を踏まえながら、将来どこに、少なくともいくつの群れを、どの程度の群れサイズで残すのかを、まず計画策定主体である都府県が明確にする必要がある。」	人間の側の経済的、社会的変化や環境要因の変化と条件によって、サルとの共存のあり方は変化する。この記述では、あたかも人間にとって都合のよい群れとサイズのみを残してあとはすべて駆除するとしており、あまりに独善的な主張であって到底容認できないため、この箇所を削除する。	1	特定計画は個体群を適切に保全するため、ニホンザルの計画的な保護管理を進めるものであり、地域の住民にとってよりよい個体群の保全を目標とする事を記載したものであるため、原文とおりとします。
25	P 14	1) 長期的な目標イメージの設定	「厳密な将来予測は不可能なので、現在得られる資料を基にしたごくおおまかなものでもやむを得ない」という結論ではなく、「将来予測は不可能なので、殺処分による管理の長期目標は慎重にし、最小限にすべきである」となるのが文脈として当然と思われる。		当該部分は、殺処分について記載した部分ではなく、長期目標の設定について記載した部分であるため、原文とおりとします。
26	P 16	④ 計画策定と実施体制のポイント「特定計画の実質的な検討を進めるためには、これに加えて、計画策定と合意形成、事業実施、モニタリング、科学的評価を行う場等が必要である。」	野生動物は国民共有の財産であり、地域住民や捕獲推進者のみの合意で計画を立てるのは不公正であるため、「特定計画の実質的な検討を進めるためには、これに加えて、計画策定と自然保護団体や市民の参加による合意形成、事業実施、モニタリング、科学的評価を行う場等が必要である。」と修正する。		文章の適正化のため、「特定計画の実質的な検討を進めるためには、これに加えて、計画策定と自然保護団体や市民の参加による合意形成、事業実施、モニタリング、科学的評価を行う場等が必要である。」と修正します。
27	P 16	「〇 ニホンザル個体群の管理を論議する科学委員会やワーキンググループの専門家には、ニホンザルの専門家だけではなく、個体群管理や個体群生態学について経験を積んでいる他の哺乳類等の専門家などを加えることが、論議を整理し検討を進める上で有効である。」	ニホンザルとの共存をはかるためには「個体群管理や個体群生態学」といった分野の哺乳類の専門家とは異なる立場、見解の人々を入れていくことが必須である。「個体群管理や個体群生態学」の専門家はサルの捕殺のみに熱心であり、かえって一般納税者の理解が得られなくなるため、以下に修正する。 「〇 ニホンザル個体群の保護管理を論議する科学委員会やワーキンググループの専門家には、ニホンザルの専門家だけではなく、保全生態学および他の哺乳類等の専門家などを加えることや、自然保護団体や地域住民、一般市民の参加を求めていくことが、論議を整理し検討を進める上で有効である。」	1	文章の適正化のため、「〇 ニホンザル個体群の保護管理を論議する科学委員会やワーキンググループの専門家には、ニホンザルの専門家だけではなく、保全生態学および他の哺乳類等の専門家などを加えることや、自然保護団体や地域住民、一般市民の参加を求めていくことが、論議を整理し検討を進める上で有効である。」と修正します。
28	P 18	「(サル調整区域) 特定の群れの個体数削減や全群捕獲などにより、被害地域の拡大阻止をおこなうこともあり得る。」	調整地域は、サルとの共存を図る地域とするべきである。仮に「特定の群れの個体数削減や全群捕獲」をしたとしても、その空白地帯に他の群れが入り込んでくるため、効果はないため、この箇所を削除する。		分布最前線において必要に応じて全群捕獲を実施し、長期間にわたり群れが確認されていない地域もあり、特定地域からのサルの群れ排除は有効な場合もあることから、原文のままとします。
29	P 18	「上記の考え方は、小規模な群れ集団や孤立群の全てについて捕獲を行うべきでないということの意味しているのでは無い。隔離された群れ集団や孤立群は全国のどこにでも存在する。」	隔離された群れ集団や孤立群は全国のどこにでも存在するからといって、その地域の小規模な群れ集団や孤立群を捕獲してもよいという理由にはならない。暴論である。その地域のサルはその地域における生物多様性の構成要素であるため、これを削除する。	1	「一般的に個体群の絶滅確率が高いと考えられる状況では、保護管理手法は特に慎重に検討されなければならない。」と前提条件として記載しており、その上で小規模な集団であっても人慣れた群れにおいては、甚大な被害が発生するおそれがあるため、特定の個体を捕獲するなどの保護管理手法は重要であると考えます。このため、原文のとおりとします。
30	P 19	「本マニュアルではこの点を修正し、個体群コントロールをニホンザルの特定計画の重要な柱の1つとして明確に位置づけ、その適切な実行を進めるための記載に改めた。」	従来の場当たりの捕獲が効果を奏さないと、個体群コントロールの手法で群れ捕獲を進めようというものが、個体を捕獲する方針から、群れごと捕獲する方針へ変更のみであり、まず捕獲ありきという点では変わりはない。中山間地の過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加、温暖化といった社会的、環境的变化を組み合わせ、正に順応的保護管理の手法をとらない限り、サルの殺数は留まることを知らない。実行不可能な計画を立てること自体が無意味であるため、P.19の「個体群管理」の項目を全文削除する。		特定計画が、捕獲のみによる計画でないことは、周知であり、ここでは、個体数管理の方法を明確にすることを記載しているため、原文とおりとします。
31	P 19～P 20	3) 個体群管理	個体群管理を本特定計画の重要な柱の一つとして明確に位置付けるとの趣旨の記述があるが、これは人間活動に多くの原因を持つ問題を、ニホンザルを「思いきって殺す」ことにより解決を図ることができるかのように考える誤った思想に基づくものである。以下の頁の記述についても同様。		特定計画の主たる取組である個体数管理、生息環境管理、被害防除のうち、特に個体数管理に関することについて記載したものです。

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
32	P 24	Ⅱ保護管理計画の作成と実施、6)の③捕獲個体の取り扱いの中の4項目目	マニュアルの中に「捕獲個体が有効利用される場合」の具体的事例を明示すべきである。その事例のひとつとして、文化財指定を受けている伝統的猿まわしを取り上げるべきと考える。	4199	パブリックコメント募集要領に記載したように、この当該マニュアルは、あくまで特定鳥獣保護管理計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料であり、全国的な観点から作成したものです。個別の事案についてはそれぞれの地方自治体が地域の実情に応じ、鳥獣法等に基づき判断するものと考えます。このため、現行の記述とさせていただきます。
33	P 24	「平成15年の鳥獣保護法施行規則の改正により、捕獲許可申請書には捕獲個体の捕獲後の処理についての記載が義務づけられたところであり、捕獲許可の審査に当たっては、捕獲個体が有効利用される場合を含め、捕獲後の処置が適正なものであることを確認する。」	二ホンザルは非狩猟鳥獣であり、捕獲は本来被害対策としてやむを得ない場合に限り実施されるものである。有効利用の可能性を示唆することが、利用目的の捕獲を誘発し違法行為を引き起こしてきた経緯がある。あえてここに記述する必要は無いため、「捕獲個体が有効利用される場合を含め」の部分を削除する。	1	文章適正化のため、「捕獲個体が有効利用される場合を含め」の部分を削除します。
34	P 24	「捕獲個体の取り扱い」の項	捕獲個体は原則として安楽死させる旨の記述があるが、捕獲個体に里に近づかないような学習をさせて放獣し成功した例もある。学習には経験を積んだ専門家による指導が必要であるが、このような方法についても積極的に評価するべきである。P45（その他）にある同様な記述についても同じ。		個別の取組み例は様々なものがあるが、全国的なマニュアルの中で記載するような普遍性はないため、原文とおりとする。
35	P 24	② 捕獲個体の取り扱い	捕獲後の利用について正確な記述が必要です。「医学実験等に使用するために、... 認められない」、という記述がありますが、捕獲個体の直接的な実験利用を助長する懸念があるので、記述を改めるべきです。		修正を要する状況にはないことから、原文のとおりとします。
36	P 26～P 28	1 ニホンザルの生物学的特徴 群れの構成、繁殖と個体群動態	都道府県レベルでは、サルはの出生や死亡に関する調査を実施することが非常に困難である。そこで、東北・関東・中部・近畿・九州等のブロック別に生息数の増減に係るパラメータ数値を記載してほしい。野生動物の生息数は推定値でしか出せないと思うが、それにしても最低限の基礎的なデータがほしい。増加率15%の中身を掲載してほしいため、増加要因や減少要因の一般的な数値を掲載してほしい。		ブロック別の生息数の増減に関するパラメータは、把握困難なことから、掲載できません。
37	P 45	の「 」部分（以下引用）  個体数調整にあたって捕獲された個体は、生け捕りされた個体も含め、捕獲個体は保護管理のためのモニタリングや調査研究に供することが有用である。一方、過去に不適切な個体の売買や医学実験等への供与が行われたこともあり、捕獲個体の他目的への利用に対する社会的な批判は強い。二ホンザルを学術研究目的で捕獲することは、どうしても野生ザルを利用しなければ研究の目的を達成できないと判断される場合を除き認められないこと等に鑑み、「捕獲許可を出す際には、捕獲後の処置を明らかにさせる必要がある。」	「個体数調整（有害駆除も含む）にあたって捕獲された個体は、生け捕りされた個体も含め、医学実験への供与は行わない。」と修正してほしい。  次のように修正するべき。 「個体数調整（有害駆除も服務）にあたって捕獲された個体は生け捕りされた個体も含め、医学実験への供与は行わない。一方、過去に不適切な個体の売買や医学実験等への供与が行われたこともあり、捕獲個体の他目的への利用に対する社会的な批判は強い。二ホンザルを学術研究目的で捕獲することは、原則認められない。また、捕獲許可を出す際には、捕獲後の処置を明らかにさせ、一般に公開する必要がある。」		原則として一般的な医学実験に野生の二ホンザルの使用を認めない趣旨から、その意は含まれており、原文のままとします。
38	P 45	「安楽死の手法について合意形成が必要な場合は、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携し、現場で実施可能な方法を検討する。」	サルが自ら死を選ぶのでない以上、安楽「殺」とすべきである。また、「合意形成が必要な場合にのみ、検討する」のではなく、原則としていかなる場合でも獣医師による麻酔薬投与とすることを明記するべきであるため、「安楽死の手法については、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携し、現場で実施可能な方法を検討する。」と修正する。		「安楽死の手法については、県の獣医関係部局や獣医師会などと連携し、現場で実施可能な方法を検討する。」と修正します。
39	P 45	「したがって特別の目的や理由がある場合を除き、原則として捕獲個体の放獣は行わない。」	人慣れを防ぐために捕獲個体に威嚇行為等を行って放獣することは、学習能力の高いサルには有効であり、学習放獣について明記するべきである。また傷病鳥獣の保護と放獣は鳥獣保護事業の一つであることも忘れてはならないため、「人慣れを阻止するための学習放獣、傷病獣の一時保護等の特別の目的や理由がある場合を除き、捕獲個体の放獣は行わない。」と修正する。		ご指摘の点は特別な目的や理由がある場合に該当するため、原文とおりとします。

整理番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
40	P 45	「ニホンザルを学術研究目的で捕獲することは、どうしても野生ザルを利用しなければ研究の目的を達成できないと判断される場合を除き認められないこと」	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づく学術研究目的であることをわかるように記述するべきであるため、「ニホンザルを学術研究目的で捕獲することは、鳥獣保護法の目的に合致するものであって、どうしても野生ザルを利用しなければ研究の目的を達成できないと判断される場合を除き認められないこと」と修文する。	1	当該マニュアルは特定計画作成のための技術的資料であり、鳥獣法にもとづくものであることは明らかであるため、原文とおりとします。
41	P 45	「ニホンザルを学術研究目的で捕獲することは、どうしても野生ザルを利用しなければ研究の目的を達成できないと判断される場合を除き認められないこと等に鑑み、捕獲許可を出す際には、捕獲後の処置を明らかにさせる必要がある。」	該当箇所は現行マニュアルから変更されておらず、個体数調整あるいは有害捕獲による捕獲個体についても、医学実験利用は認めないとも読み、自治体に誤解を与える可能性があるため、「ニホンザルを学術研究目的で捕獲することは、どうしても野生ザルを利用しなければ研究の目的を達成できないと判断される場合を除き認められないこと等に鑑み」を削除する。		修正を要する状況にはないことから、原文のとおりとします。
42	全体		本マニュアルは全体的に「個体数調整」「管理」「コントロール」の主張が強く打ち出されており、ニホンザルの生息地保全や農作物被害防除およびサルとの共存を図る観点は極めて弱い。そもそもニホンザルは狩猟動物ではなく、資源利用すべき動物種でもない。その捕獲は原則として農作物被害等に対する対策としてのみ許されるのであり、計画においては基本的に被害防除の方法を中心に位置付けることを明記するべきである。本マニュアルでは、サルは単なる管理の対象としてしか認識されておらず、個体群のコントロール（捕獲）に対する異常なまでの偏りが見受けられる。特定のイデオロギーではないかとまで疑われるほどで、国の指針としての公平性が問われる。よって発行を環境省ではなく、本マニュアルの作成を委託した自然環境研究センターに変えるべきである。また、執筆責任者の氏名も記されていないのは無責任であるので、氏名、所属を公表するべきである。		当該マニュアルは特定鳥獣保護管理計画を都道府県が作成する際の技術的な参考とする資料として、全国的な観点から環境省が作成するものです。
43	全体		非科学的な記述、不正確な記述、無用な繰り返しが多数見られます。特に個体群管理の単位（P10、P38）や遺伝学的な研究の解釈（P31-P32）には、問題があります。当学会では、必要とされるならこれらについても詳細な意見を送る用意があります。		具体的な指摘があった点については、可能な限り修正しています。
44	全体		よりよいマニュアルを作成するため、さらなる努力を続けられるよう切に希望いたします。日本霊長類学会は、本マニュアルの作成について、今後とも協力させていただきたく所存です。		今後とも円滑な計画作成にご協力いただようお願いいたします。
45	全体		ニホンザルに関しての詳しい調査や分析がなされていますが、人間が野生動物の生息数をコントロールする事は非常に難しく、以前トキを絶滅させたように、今度はニホンザルも絶滅の時を迎える危険性もあると思います。人間が野生動物の生息数や環境を管理するよりも、これ以上野生動物の生息する自然を壊さずに、人間と動物が住み分けをしながら共存できる社会を作る事が大切だと思います。また、駆除目的で捕えたニホンザルを実験動物として扱うことは倫理的にも法律的にも間違った行為です。絶対に止めてください。		特定計画は個体群を適切に保全するため、ニホンザルの計画的な保護管理を進めるものであり、地域の住民にとってよりよい個体群の保全を目標とする事を記載したものであるため、原文とおりとします。
46	全体		捕獲が被害問題に対する絶対的な解決法であると印象付ける記述が多いと考えます。捕獲以外の防除法を含めた適切な対策が実施されるよう配慮した記述に改めるべきです。		誤解を招く表現を適正化するため以下の部分を、削除します。「全体として、本格的な個体群コントロールが必要な状況に直面しながらも、捕獲に関する目標と捕獲の位置づけが明確になされていないことが多い」また、各都府県などからの被害実態の報告をもとに考えると、個体群管理を特定計画作成の大きな柱ととらえないかぎり、適切な保護管理が実施できないと考えます。
47	全体		ニホンザルの地域個体群を保全する必要性について述べられていますが、具体性がありません。個体群の絶滅回避のための基準と指標を記し、個体群保全について実効性のあるマニュアルにすべきです。		当該マニュアルは、都道府県が特定鳥獣保護管理計画の作成にあたって参考にするための技術的な指針として、環境省が作成するものです。作成に際しては、各地域における事例や研究成果等を収集し、その一部を本文にも引用していますが、これらはあくまで目安として参考的に紹介しているものです。また、地域により個体群の状況は異なるため、国が全国的な見地から定量的な数値を提示することは適当ではなく、基本的に地域の状況を踏まえた目標の設定が重要であると考えています。
48	全体		捕獲を実施する際の原則や基本的な考え方、具体的な基準等に関する記載が不十分であり、何を判断基準として捕獲を実施すればよいのかが示されていません。マニュアルに明記し適切に指導すべきです。		当該マニュアルの作成に際しては、各地域における事例や研究成果等を収集し、その一部を本文にも引用していますが、これらはあくまで目安として参考的に紹介しているものです。地域により個体群の状況は異なるため、国が全国的な見地から定量的な数値を提示することは適当ではなく、基本的に地域の状況を踏まえた目標の設定が重要であると考えています。

特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの改訂案に対する意見（カモシカ編）

整理 番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	回答
	頁数	見出し等			
1	P18	(2) 特定計画の策定・実行の具体的な進め方 ①計画期間	計画期間を5年とせず3年とする。		基本指針に「鳥獣保護事業計画の期間と合わせる。」としており、原文のとおり5年とします。
2	P18	(2) 特定計画の策定・実行の具体的な進め方 2年次計画について	野生動物と共存して行く為の計画ならば、愛玩動物の場合と同じで次世代に、命の尊さを教える準備をしなければならぬため、捕殺の為の捕獲を限定とするのじゃなく、熊に対する対処法などに挙げられる「学習放獣」を応用した方向を考える事。		カモシカで学習放獣に関する知見はないため、現時点では、原文とおりとします。